



高松市監査委員告示第 15 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 5 年 6 月 30 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	大	西		智
同	山	下		誠

令和5年度

監査結果報告書（定期監査・行政監査）



高松藩御座船飛龍丸模型（高松市歴史資料館）

高松市監査委員

令和5年度定期監査・行政監査の結果について

1 監査基準への準拠

令和5年度の定期監査及び行政監査は、高松市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

定期監査：財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

行政監査：行政事務の執行

3 監査の対象

都市整備局、行政委員会等（※）

（※）監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会、農業委員会事務局及び市議会事務局

4 監査の着眼点

（1）定期監査及び行政監査

令和4年度の財務に関する事務の執行等及び行政事務の執行が、法令等に基づき、適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化等に努めているかなどを主眼として、監査を実施した。

（2）重点取組事項 「ユニバーサルデザインの考え方に基いた情報提供等について」

公共施設での案内表示等について、「高松市ユニバーサルデザイン基本方針」等の考え方に基き、効果的・効率的に運営されているかなどを検証するため、次の点を主な主眼として行政監査を実施した。（実施状況は、10ページ参照）

ア 情報提供の目的及び対象は明確か。

イ 表示は、利用者に配慮したわかりやすいものとなっているか。

ウ 表示は、対象者に対し適切に行われているか。

エ 適切に管理されているか。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

（1）実施場所 監査委員事務局ほか

（2）実施日程 令和5年4月10日から6月5日まで

7 監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

今後とも市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

また、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

所管課等		指摘	意見	合計
都市整備局	都市整備局	—	1	1
	交通政策課・河港課・市営住宅課	1	—	1
	道路整備課	—	1	1
	河港課	1	1	2
	市営住宅課	1	—	1
合計		3	3	6

※ 指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。



事情聴取（令和5年6月5日実施）の状況

令和5年度定期監査・行政監査結果一覧

結果 No.	区分	項 目	公表文 該当ページ	所管課等	
1	意見	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について	P4	都市整備局	都市整備局
2	指摘	一者随意契約における予定価格の取扱いについて	P5		交通政策課 河港課 市営住宅課
3	意見	一者見積りを有効とする場合の見積徴収実施方法について	P6		道路整備課
4	指摘	港湾施設の使用許可等について	P7		河港課
5	意見	見積徴収における業者決定方法について	P8		
6	指摘	適正な契約事務の執行について	P9		市営住宅課

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

令和5年度／都市整備局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第15号

告 示 日

令和5年6月30日

所 管 課 等

都市整備局

区 分

意 見

意 見 の 項 目

附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について

意見を付す理由

令和4年度末の都市整備局内各所属が担当している附属機関等に係るホームページの掲載内容について確認したところ、附属機関等ホームページ掲載マニュアルにおいて、必須項目とされている掲載内容がないものや、内容が更新されていないものなどが散見された。（都市計画課、交通政策課、道路整備課、建築指導課）

意 見

附属機関等に係るホームページ掲載については、附属機関等ホームページ掲載マニュアルに基づき、必須項目とされている内容を掲載するとともに、情報が適時適切に更新され、その正確性を常時確保するための方策について検討されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

附属機関等ホームページ掲載マニュアル

内 容

2 掲載内容
 (1) 附属機関等の概要
 (2) 根拠規定
 (3) 委員名簿
 (4) 会議の開催結果
 (5) 策定計画関係
 (6) 分科会、専門部会関係
 (7) 上記以外であって掲載が必要なもの
 (1)～(4)は必須項目、(5)～(7)は任意項目

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

令和5年度／都市整備局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第15号

告 示 日

令和5年6月30日

所 管 課 等

交通政策課
河港課
市営住宅課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

一者随意契約における予定価格の取扱いについて

指 摘 す る 理 由

工事請負契約に係る見積徴取について、1 者のみの選定にもかかわらず、予定価格を事前に通知し、本市指定場所において1 者から見積りを徴することにより、請負業者を決定していた事案が見受けられた。

指 摘

一者随意契約における予定価格の取扱いについては、細心の注意を払って厳格に保持するとともに、事前に公表することがないよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市契約規則

内 容

(契約事務担当員の厳守事項)
第3条
2 契約事務担当員は、予定価格及び最低制限価格その他の入札等に関する秘密を細心の注意をもって保持しなければならない。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

令和5年度／都市整備局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第15号

告 示 日

令和5年6月30日

所 管 課 等

道路整備課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

一者見積りを有効とする場合の見積徴取実施方法について

意見を付す理由

木太町156号線整備に伴う付帯工事の見積徴取については、複数の選定業者に予定価格を事前に提示した上で、辞退等により見積業者が1者となった場合においても成立するものとし、本市指定場所で実施することを通知した結果、参加した1者のみからの見積りにより請負業者を決定していた。

意 見

見積参加業者が1者となった場合においても実施する見積徴取については、郵送等による期間見積など、当該1者のみが見積書を提出している事実を認識できない方法を取り入れるなど、競争性の確保に努められたい。

根拠法令・
通知等

契約事務のポイント 4p

内 容

(1者入札の取扱い)
各課発注案件においては、指名替えができず、かつ、その入札者が自己のみが入札書を提出しているという事実を認識できない方法(期間入札・電子入札)による場合(仕様書につき見直すべき余地がない場合に限る。)は、1者入札を有効とすることも可能と考えられます。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

令和5年度／都市整備局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第15号

告 示 日

令和5年6月30日

所 管 課 等

河港課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

港湾施設の使用許可等について

指 摘 する 理 由

本市が管理する港湾施設を使用しようとする者については、高松市港湾管理条例に基づき、使用許可申請を行い、市長の許可を受けることとなっているが、使用期間の開始日以降に許可申請書が提出され、許可されている事案や、使用料についても、使用期間の開始日以降に納付されている事案が見受けられた。

指 摘

本市が管理する港湾施設を使用しようとする者からの、使用許可申請及び使用料の納付については、高松市港湾管理条例に基づき、適正に事務処理するとともに、港湾施設の使用状況について適宜確認するなど、適正に財産管理されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市港湾管理条例

内 容

(占有又は使用の許可)
第7条
2 港湾施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。その使用期間を延長するときも、同様とする。
(占有料及び使用料)
第9条 第7条第1項又は第2項の許可を受けた者からは、別表に規定する占有料又は使用料を徴収する。
3 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等

令和5年度／都市整備局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第15号

告 示 日

令和5年6月30日

所 管 課 等

河港課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

見積徴取における業者決定方法について

意見を付す理由

立石港緑地剪定業務委託に係る見積徴取については、各参加業者が提示した見積金額が予定価格を上回っていたことから、直ちに口頭により、再度の見積りを周知し、業者決定を行っていたものの、業者の決定方法を記載した決定要領等を、あらかじめ参加業者に提示していなかった。

意 見

見積徴取における業者決定方法については、契約相手方の決定方法を記載した決定要領等をあらかじめ参加業者に提示するなど、契約手続の透明性の確保に努められたい。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等

令和5年度／都市整備局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第15号

告 示 日

令和5年6月30日

所 管 課 等

市営住宅課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

適正な契約事務の執行について

指 摘 す る 理 由

鹿角団地害鳥捕獲業務委託に係る見積徴取については、見積金額が予定価格を上回っている場合には、再度の見積りを行うとしていたものの、実施した結果、有効とする見積書が1者のみであったため、見積りの中止等の規定に該当するものと誤認したことから、見積徴取を取りやめ、別日に改めて実施した見積徴取により、契約の相手方を決定していたほか、決裁文書や業者への通知文等の不備が散見された。

指 摘

契約事務の執行については、参加業者へ提示した通知事項を遵守するとともに、公正かつ適正な事務処理が執行されるよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市契約規則

内 容

(契約事務担当員の厳守事項)
第3条 契約事務担当員は、次に掲げる事項を厳守し、不利益な契約とならないようにしなければならない。
(1) 財務に関する法令を熟知し、厳正な運営を図ること。

行政監査（重点取組事項）の実施状況

テーマ

「ユニバーサルデザインの考え方に基づいた情報提供等について」

1 「案内表示による情報提供に関する調査票」に基づく調査結果について

○案内表示の設置状況について

対象局	箇所数	内訳
都市整備局	6	交通政策課（4か所） 高松市国分駅パークアンドライド駐車場 高松市空港通り駅パークアンドライド駐車場 高松市仏生山駅パークアンドライド駐車場 高松市錦町自転車保管所 下水道施設課（2か所） 香東川浄化センター 東部下水処理場

2 実地監査を行った施設

令和5年4月に、高松市国分駅パークアンドライド駐車場（同駅の自転車駐車場を含む。）、香東川浄化センター及び東部下水処理場において、実地監査を行った。

敷地及びフロア案内図のほか、文字による案内表示によって、場所や目的を分かりやすくしている。



（高松市国分駅パークアンドライド駐車場）



（香東川浄化センター）



（東部下水処理場）

令和5年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和5年度の重点取組事項

ユニバーサルデザインの考え方に基づいた情報提供等について

本市においては、「高松市ユニバーサルデザイン基本指針」、「高松市ユニバーサルデザイン推進マニュアル」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めている。

基本指針では、取り組むべき分野を「ひとづくり」「情報・サービス」等の4つに分類しており、そのうち「情報・サービス」の分野では、「専門用語の使用を控え、相手の状況に合わせた親切で分かりやすい説明を心がける」とされ、誰にとってもわかりやすい情報提供をすることが求められている。

そこで、令和4年度は、本市が発行している印刷物や公共施設での案内表示等について、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが必要な情報をすぐに理解できるよう作成又は標示され、効果的・効率的に提供されているか等の観点から、監査を実施してきたが、2年で全局を一巡させることから、5年度においても、監査対象項目を精査した上で、引き続き、監査を実施する。

令和5年度高松市監査実施計画へのリンク

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/kansa.files/2023kansajissikeikaku.pdf>